

[事案 28-277] 損害賠償請求

・平成 29 年 5 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

乗換契約時、募集人が他保険会社の既契約解約時における未経過保険料の返金について説明したことを理由に、未経過保険料相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に終身保険と医療保険への契約の乗換えを代理店（信用組合）の募集人に相談した際、他保険会社の保険料年払の既契約（終身保険）について、保険料引き落としの停止または月払への変更が不要かを質問したのに対し、未経過保険料は返金されるとの回答であったことから、本契約の申込を行ったが、誤説明であった。

ついては、他保険会社から返還されたはずの未経過保険料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人には、他保険会社の解約金について説明する義務はない。一方、申立人は信用組合の元職員であり、生命保険の募集人登録もしていたことから、自ら事実確認できた。
- (2) 申立人は他保険会社の保険契約を解約せずに保障を受け続けており、損害が発生しているとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会で検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。